

沼津市立病院 医療安全管理指針

1 医療安全管理に関する基本的な考え方

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築する必要がある。

本指針は、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目的とする。当院においては病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場から事故防止対策に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくものとする。

2 医療安全管理に係る体制確保のための組織等

当院の安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置する。

なお、規定等は別途定めるものとする。

- (1) 医療安全管理委員会
- (2) 医療安全管理室
- (3) 医療安全推進担当者
- (4) 医薬品安全管理責任者
- (5) 医療機器安全管理責任者

3 安全管理マニュアルの作成と見直し

医療安全管理のための具体的なマニュアルを策定し、職員へ周知するとともに必要に応じて適宜見直しをする。

4 医療安全に係る職員研修

医療安全管理委員会主催による医療安全管理のための研修会を年2回程度定期的に行い、記録を残す。

5 医療事故発生時の対応

医療事故が発生した場合には、可能な限り院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。また、事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。

6 医療事故等の報告及び改善策の策定

医療に係る安全管理の確保のために、患者に実害を及ぼさなかった事例も含めて広く医療事故報告を収集し、調査・分析に基づく改善策を策定して職員へ周知するとともに、その実施状況の評価を行う。

7 医療従事者と患者との情報共有

職員は、患者の立場に立って、やさしい心で接するとともに、患者の知る権利に基づき、医療内容について分かりやすく説明し、信頼を得るよう努める。また、患者には、患者自身の健康状態に関する正確な情報を医療従事者に伝えるよう協力を求める。

8 患者からの相談への対応

患者やその家族からの苦情、相談に応じるため、相談窓口を設置する。

患者やその家族からの医療に関する相談、意見、苦情等に対しては迅速かつ誠実に対応する。

9 本指針の閲覧

患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

10 本指針の見直し、改訂

本指針の見直しは年1回行うこととし、改訂する必要がある場合には、医療安全管理委員会で協議の上、決定するものとする。

付則 本指針は平成23年6月23日から施行する。

令和元年6月4日確認